
公害防止組織の整備のしおり

(平成 13 年 4 月)

石 川 県

1 「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」の目的

この法律は、特定工場（製造業〔物品の加工業を含む〕、電気供給業、ガス供給業、熱供給業）における公害防止組織の整備を図り、もって公害の防止に資することを目的としております。

2 主な用語の説明

(1) 特定工場

製造業（日本標準産業分類の中分類 12～34）、電気供給業（同 35）、ガス供給業（同 36）、熱供給業（同 37）において、下記 ～ のいずれかに該当する工場

〔ア〕ばい煙発生施設

【有害物質排出】

大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設のうち、同法施行令別表第 1 の九の項に掲げる施設（硫化カドミウム、炭酸カドミウム、ほたる石、珪弗化ナトリウム又は酸化鉛を原料として使用するガラス又はガラス製品の製造の用に供するものに限る。）又は同表の十四の項から二十六の項までに掲げる施設のいずれかを有しているもの

【有害物質排出以外】

ばい煙発生施設を有する 以外の工場で、排出ガス量が 1 万 $\text{Nm}^3/\text{時}$ 以上のもの

〔イ〕汚水等排出施設

【有害物質排出】

水質汚濁防止法施行令別表第 1 第二号から第五十九号まで、第六十一号から第六十三号まで、第六十四号、第六十五号、第六十六号、第七十一号の五及び第七十一号の六に掲げる施設（以下「汚水等排出施設」という。）のうち、別表に掲げる施設のいずれかを有しているもの

【有害物質排出以外】

以外の工場で汚水等排出施設からの工場の排出水量が千 $\text{m}^3/\text{日}$ 以上のもの

〔ウ〕騒音発生施設

騒音規制法の指定地域内にある機械プレス（呼び加圧能力が百重量トン以上のものに限る。）又は鍛造機（落下部分の重量が 1 トン以上のハンマーに限る。）を有しているもの

〔エ〕特定粉じん発生施設

大気汚染防止法に規定する特定粉じん（石綿）発生施設を有しているもの

〔オ〕一般粉じん発生施設

大気汚染防止法に規定する一般粉じん（石綿以外）発生施設を有しているもの

〔(カ)振動発生施設〕

振動規制法の指定地域内にある液圧プレス（矯正プレスを除くものとし、呼び加圧能力が三百重量トン以上のものに限る。）機械プレス（呼び加圧能力が百重量トン以上のものに限る。）又は鍛造機（落下部分の重量が1トン以上のハンマーに限る。）を有しているもの

〔(キ)ダイオキシン類発生施設〕

ダイオキシン類対策特別措置法に規定するダイオキシン類発生施設のうち、同法施行令別表第一の第1号から第4号まで及び別表第二の第1号から第3号までに掲げる施設

(2) 特定事業者

特定工場を設置している者

(3) 公害防止統括者

特定事業者が、常時使用する従業員が21人以上のときに選任する必要がある公害防止に関する業務を統括管理する者（資格不要）

(4) 公害防止管理者

特定事業者が、特定工場内で～の区分ごとに選任する必要がある検査・測定等の技術的業務を管理するもの（各区分ごとに資格必要）

(5) 公害防止主任管理者

公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮する者

排出ガス量が4万Nm³/時以上で、かつ、排出水量が1万m³/日以上の特定制場の場合選任が必要となる（資格必要）

(6) 代理者

公害防止統括者、公害防止管理者及び公害防止主任管理者が旅行、疾病その他事故によってその職務を行うことができない場合にその職務を行う者（公害防止管理者又は公害防止主任管理者の代理者にあつては、管理者と同等の資格必要）

別表

	水質汚濁防止法施行令別表第1	備 考
1	（第十九号） 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する染色又は薬液浸透の用に供するものに限る
2	（第二十二号） 木材薬品処理業の用に供する施設	六価クロム化合物化合物又は砒素化合物を使用する木材の薬品処理の用に供するものに限る
3	（第二十三号の二） 新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する自動式のフィルムの現像洗浄又は自動式の感光膜付印刷版の現像洗浄の用に供するものに限る

	水質汚濁防止法施行令別表第 1	備 考
4	(第二十五号) 水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設	
5	(第二十六号) 無機顔料製造業の用に供する施設	カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物又は水銀若しくはその化合物を含有する無機顔料の製造の用に供するものに限る
6	(第二十七号) 第 25、26 号の事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	水質汚濁防止法施行令第二条各号に掲げる物質(以下「有害物質」という。)又はこれら含有する物質を原料又は触媒として無機化学工業製品の用に供するもの及び黄燐の製造の用に供するものに限る
7	(第二十八号) カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設	塩化ビニルモノマーの製造の用に供するものに限る
8	(第二十九号) コールタール製品製造業の用に供する施設	
9	(第三十一号) メタン誘導品製造業の用に供する施設	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを原料として使用するフロンガスの製造の用に供するものに限る
10	(第三十二号) 有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを原料として使用する有機顔料又は合成染料の製造の用に供するものに限る
11	(第三十三号) 合成樹脂製造業の用に供する施設	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを溶剤として使用する弗素樹脂の製造の用に供するものに限る
12	(第三十四号) 合成ゴム製造業の用に供する施設	テトラクロロエチレンを含有する物質を原料として使用する合成ゴムの製造の用に供するもの又はニトリル・ブタジエンゴムの製造の用に供するものに限る
13	(第三十七号) 第 31、32、33、34、35、36 号の事業以外の石油化学工業(第 51 号の石油精製業を除く。)の用に供する施設	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、アクリロニトリル、テレフタル酸(カドミウム化合物を触媒として使用するものに限る。)又はメチルメタアクリレートモノマーの製造の用に供するものに限る
14	(第四十一号) 香料製造業の用に供する施設	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する抽出の用に供するものに限る
15	(第四十三号) 写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗淨施設	
16	(第四十六号) 第 28~45 号の事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	有害物質若しくはこれら含有する物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを溶剤として使用する有機化学工業製品の製造の用に供するものに限る

	水質汚濁防止法施行令別表第 1	備 考
17	(第四十七号) 医薬品製造業の用に供する施設	水銀若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物若しくは砒素若しくはその化合物若しくはこれらを含む物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを溶剤として使用する医薬品の製造の用に供するものに限る
18	(第五十号) 水質汚濁防止法施行令第二条各号に掲げるカドミウム等の物質を含む試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンの試薬の製造の用に供するものに限る
19	(第五十一号) 石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設	トリクロロエチレンを使用する潤滑油の洗浄の用に供するものに限る
20	(第五十三号) ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	硫化カドミウム、炭酸カドミウム若しくは酸化鉛を原料として使用するガラス若しくはガラス製品の製造業の用に供するもの又はトリクロロエチレンを使用する研磨洗浄の用に供するものに限る
21	(第六十一号) 鉄鋼業の用に供する施設	コークスの製造の用に供するものに限る
22	(第六十二号) 非鉄金属製造業の用に供する施設	銅、鉛若しくは亜鉛の第一次精錬又は水銀の精製の用に供するものに限る
23	(第六十三号) 金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設	液体浸炭による焼入れ、シアン化合物若しくは六価クロム化合物を使用する電解式洗浄、カドミウム電極若しくは鉛電極の化成又は水銀の精製の用に供するものに限る
24	(第六十四号) ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設	コークス炉ガス又はコークスの製造の用に供するものに限る
25	(第六十五号) 酸又はアルカリによる表面処理施設	クロム酸による表面処理の用に供するものに限る
26	(第六十六号) 電気めっき施設	カドミウム化合物、シアン化合物、六価クロム化合物、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する電気めっきの用に供するものに限る
27	(第七十一号の五) トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く）	
28	(第七十一号の六) トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる蒸留施設（前各号に該当するものを除く）	

3 公害防止主任管理者とその資格

(1) 公害防止主任管理者の有資格者

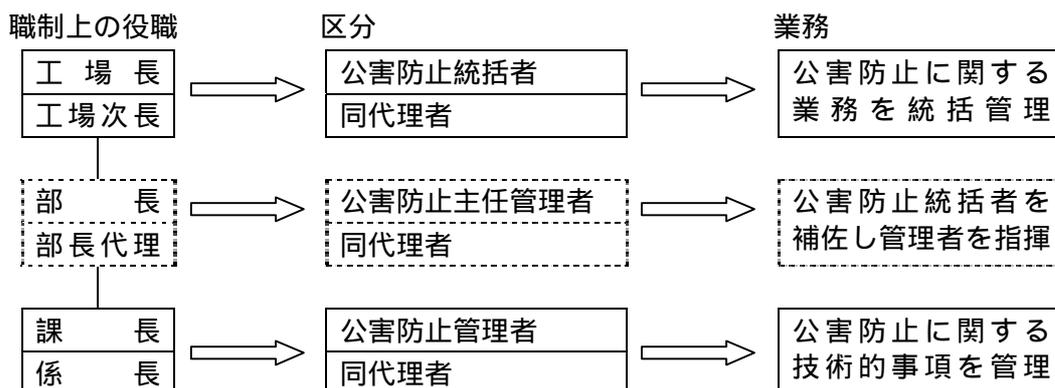
(2) 大気関係第1種若しくは第3種の有資格者であり、かつ、水質関係第1種若しくは第3種
の有資格者である者

4 公害防止管理者区分とその資格

公害発生施設区分 (1頁の区分番号)	特定工場の規模等	選任が必要な公害防止 管理者区分	必要とされる有資格者														
			大気関係				水質関係				騒音	特定粉じん	一般粉じん	振動	ダイオキシン類		
			第1種	第2種	第3種	第4種	第1種	第2種	第3種	第4種							
	排出ガス量 4万Nm ³ /時以上	大気関係 第1種															
	排出ガス量 4万Nm ³ /時未満	大気関係 第2種															
	排出ガス量 4万Nm ³ /時以上	大気関係 第3種															
	排出ガス量 4万Nm ³ /時未満、 1万Nm ³ /時以上	大気関係 第4種															
	排出水量 1万m ³ /日以上	水質関係 第1種															
	排出水量 1万m ³ /日未満	水質関係 第2種															
	排出水量 1万m ³ /日以上	水質関係 第3種															
	排出水量 1万m ³ /日未満 千m ³ /日以上	水質関係 第4種															
	騒音発生施設	騒音関係															
	特定粉じん発生施設	特定粉じん 関係															
	一般粉じん発生施設	一般粉じん 関係															
	振動発生施設	振動関係															
	ダイオキシン類発生施設	ダイオキシン類 関係															

選任を必要とする公害防止管理者は、 印を付けた有資格者から選任してください。

5 公害防止統括者等の選任例



6 届出書提出期限等

	届出の種類	選任すべき事由が発生してからの選任期限	届出の期限
1	公害防止統括者及びその代理者	30日以内	選任した日から30日以内 (死亡又は解任したときも同様とする)
2	公害防止管理者及びその代理者	60日以内	
3	公害防止主任管理者及びその代理者	60日以内	
4	承継届出		概ね30日以内

7 届出先

届出先は、事務委任等の関係で次のとおりです。

	届出先	区分
1	石川県	ア ばい煙発生施設、汚水等発生施設、粉じん発生施設及びダイオキシン類発生施設を設置又は併置する工場 イ 上記各発生施設に騒音発生施設又は振動発生施設を併置する工場
2	金沢市	ばい煙発生施設、汚水等発生施設、粉じん発生施設、騒音発生施設、振動発生施設及びダイオキシン類発生施設を設置又は併置する工場
3	金沢市を除く各市町村	騒音発生施設及び振動発生施設を設置又は併置する工場

8 届出書記載要領

この様式が選任、死亡及び解任の届出書になりますので、必要でない事項を——で消すこと。

様式第一（第四条関係）

統括者とその代理者の届出書は各々別個に作成すること。

公害防止統括者（~~公害防止統括者の代理者~~） 選任、~~死亡~~・解任 届出書

年 月 日

石川県 保健所長
金沢市長 殿
各市町村長

届出先については、6ページを参照

工場長等に特定事業者が委任する場合は委任状等を添付すること。

住所
届出者
氏名 [名称及び代表者氏名] 印

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第3条第3項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

特定工場の名称		整理番号	
特定工場の所在地		受理年月日	年 月 日
特定事業者の常時使用する従業員数		特定工場の番号	
選任年月日	年 月 日	備考	必要でない事項を消す
公害防止統括者 [公害防止統括者の代理者]	職名 各工場における職制上の役職名を記載		
	氏名		
選任の事由	「人事異動のため」等事由を記載		
(死亡 ・解任)年月日	年 月 日	備考	
公害防止統括者 [公害防止統括者の代理者]	職名 各工場における職制上の役職名を記載		
	氏名		
解任の事由	「退社のため」等事由を記載		

- 備考 1 印の欄は記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自著するものとする。

この様式が選任、死亡及び解任の届出書になりますので、必要でない事項を——で消すこと。

様式第二（第七条関係）

管理者とその代理者の届出書は各々別個に作成すること。

公害防止管理者（~~公害防止管理者の代理者~~） 選任、死亡・解任 届出書

年 月 日

石川県 保健所長
金沢市長 殿
各市町村長

届出先については、6ページを参照

工場長等に特定事業者が委任する場合は委任状等を添付すること。

住所
届出者
氏名 [名称及び代表者氏名] 印

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第4条第3項において準用する第3条第3項（第6条第2項において準用する第3条第3項）の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

特 定 工 場 の 名 称		整 理 番 号		
特 定 工 場 の 所 在 地		受 理 年 月 日	年 月 日	
大 気 関 係	排出ガス量	特定工場の番号	備考	
	ばい煙発生施設の種類			別紙のとおり。
水 質 関 係	排出水量	備考		
	特定地下浸透水の浸透の有無			別紙のとおり。
	汚水等排出施設の種類			
騒 音 関 係	騒音発生施設の種類			
特定粉じん関係	特定粉じん発生施設の種類			
一般粉じん関係	一般粉じん発生施設の種類			
振 動 関 係	振動発生施設の種類			
ダ イ オ ッ シ ン 類 関 係	ダ イ オ ッ シ ン 類 発 生 施 設 の 種 類			
大気関係第3種 公害防止管理者 (公害防止管理者の代理者)		選任年月日	年 月 日	
		職名		
		氏名		
		担当業務の範囲		
選任の事由				
大気関係第3種 公害防止管理者 (公害防止管理者の代理者)		(死亡・解任)年月日	年 月 日	
		職名		
		氏名		
		担当業務の範囲		
解任の事由				

- 備考 1 大気関係、水質関係、騒音関係、特定粉じん関係、一般粉じん関係、振動関係又はダイオキシン類関係のうち該当する項に所要事項を記載すること。大気関係及び水質関係については公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）の項には、「 関係第 種」公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）と記載すること。……………」
- 2 公害防止管理者を2名以上選任する場合は、関係公害防止管理者及び同代理者の項を追加して記載すること。
- 3 印の欄は記載しないこと。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 5 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は本人が自署するものとする。

(~ の解説)

大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設の届出書に記載した排出ガス量の最大値の合計量を記載すること。(単位: $\text{Nm}^3/\text{時間}$)

別紙「ばい煙発生施設の種類・汚水等排出施設の種類」へ必要事項を記載する。

水質汚濁防止法に基づく最新の特定施設の届出書に記載されている、特定工場から公共用水域へ排出されるすべての排水の1日平均的な量を記載すること。(単位: $\text{m}^3/\text{日}$)

水質汚濁防止法第2条第7項に規定する「特定地下浸透水」の浸透の有無を記載すること。

別紙「ばい煙発生施設の種類・汚水等排出施設の種類」へ必要事項を記載する。

騒音規制法に基づく特定施設の届出書に記載した施設の種類のうち、該当する施設及び数を記載すること。ただし、異なる2種類以上の施設又は同一の種類ではあるが、施設の公称能力若しくは施設の用途が違うものがある場合には別紙(騒音・振動発生施設の種類)に記載すること。

大気汚染防止法に基づく特定粉じん発生施設の届出書に記載した施設のうち、該当施設及び数を記載すること。また、「別紙のとおり」と記入し、別紙に必要事項を記載の上添付してもよい。

大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設の届出書に記載した施設のうち、該当施設及び数を記載すること。また、「別紙のとおり」と記入し、別紙に必要事項を記載の上添付してもよい。

振動規制法に基づく特定施設の届出書に記載した施設の種類のうち、該当する施設及び数を記載すること。ただし、異なる2種類以上の施設又は同一の種類ではあるが、施設の公称能力若しくは施設の用途が違うものがある場合には別紙(騒音・振動発生施設の種類)に記載すること。

ダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類発生施設の届出書に記載した施設のうち、該当する施設及び数を記載すること。また、「別紙のとおり」と記入し、別紙に必要事項を記載の上添付してもよい。

必要でない事項を _____ で消してください。

各工場における職制上の役職名を記載すること。

各工場において担当する業務の範囲を記載すること。

選任の事由(人事異動、新たに特定工場に該当等)を記載すること。

解任の事由（人事異動、退職等）を記載すること。

種については、その工場の規模等に応じて選任（死亡・解任）の必要とされる公害防止管理者区分を記載すること。（この区分は、選任等した管理者の資格の区分ではないので注意すること。）

（例） 大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設で有害物質を排出しない排出ガス量 4 万 Nm³/時間以上の工場に必要な公害防止管理者

このとき、特定事業者が公害防止管理者を選任する場合には、大気関係第 1 種有資格者又は大気関係第 3 種有資格者のうちから選任する必要があり、選任された公害防止管理者は、大気関係第 3 種公害防止管理者となる。

（その他）

届出にあたっては、資格を有する者である旨を証する書類を添付すること。

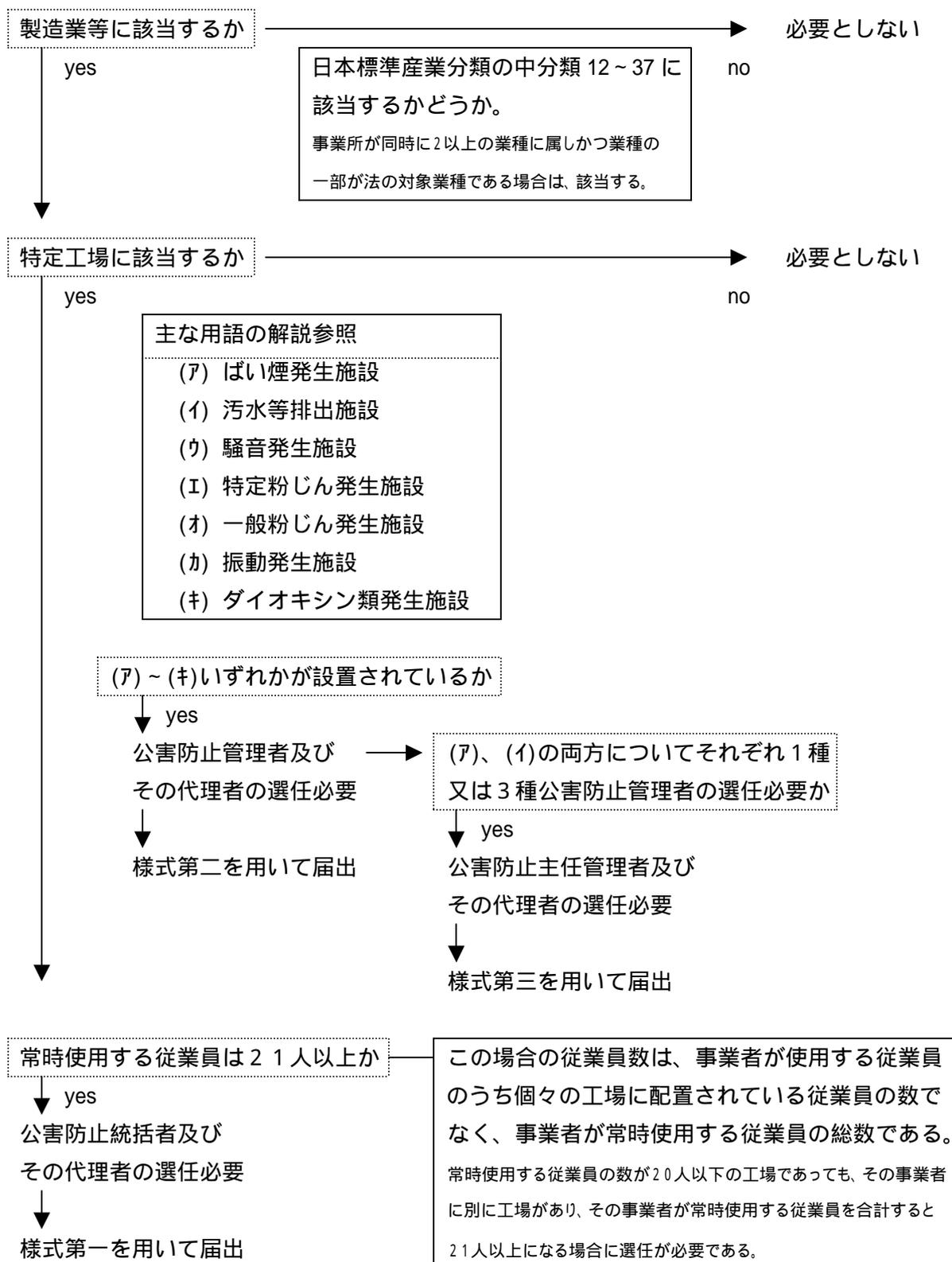
- (1) 国家試験 合格証書のコピー
- (2) 資格認定講習 修了証書のコピー

様式第三（第九条関係）

（公害防止主任管理者及びその代理者に関する届出書）

記載方法は、様式第一、第二を参考にしてください。

9 公害防止統括者等選任必要性判断フロー



10 資格取得方法

公害防止管理者及び公害防止主任管理者並びにこれらの代理者となる者については、法に基づき一定の資格が必要となります。

この資格は、

- (1) 公害防止管理者等国家試験に合格した者
- (2) 公害防止管理者等資格認定講習の課程を修了した者
- (3) その他

により与えられるものであります。

(1)の試験には、

大気関係公害防止管理者（第1種～第4種の計4種類）

水質関係公害防止管理者（第1種～第4種の計4種類）

騒音関係公害防止管理者

特定粉じん関係公害防止管理者

一般粉じん関係公害防止管理者

振動関係公害防止管理者

ダイオキシン類関係公害防止管理者

公害防止主任管理者

の14種があり、毎年少なくとも1回実施されています。

(2)の講習会は、主務大臣が直接行うほか、主務大臣が指定した講習を民間団体（公益法人）が実施しています。なお、公害防止管理者の種類により実施機関が異なります。

11 問い合わせ先

- (1) 石川県環境安全部環境政策課指導係 〒920-8580 金沢市広坂2丁目1番1号
(076)223-9168

- (2) 石川県各保健福祉センター生活環境課

保健所名	住 所	電話番号
南加賀保健福祉センター	小松市園町又48番地	(0761)22-0793
石川中央保健福祉センター	松任市馬場2丁目7番地	(076)275-2642
能登中部保健福祉センター	七尾市本府中町ソ27番9	(0767)53-2482
能登北部保健福祉センター	輪島市鳳至町畠田102番地4	(0768)22-2011

- (3) 金沢市環境部環境保全課 〒920-0026 金沢市西念町103街区1番地
(076)234-5125

- (4) 各市町村環境担当課